

# 小学校6年 部落史学習指導案 (試案)

- 1 平安時代の貴族のくらしを調べよう
- 2 室町時代の人々の姿を調べよう
- 3 江戸時代の身分制度を調べよう
- 4 杉田玄白が解体新書をつくることができたひみつを調べよう
- 5 「解放令」を人々はどう受け止めたのだろう
- 6 人々のいのちとほこりを取りもどす活動を調べよう
- 7 日本国憲法と基本的人権について調べよう

2019年5月

## 平安時代の貴族のくらしを調べよう

### 1 単元 ※以下の単元に関連させて実施

日本文教出版	東京書籍
6年上 大単元「2 貴族の政治とくらし」 小単元「2 貴族が生み出した新しい文化」 (2)藤原道長のくらしを調べる	6年上 大単元「3 貴族のくらし」(3)日本 風の文化がさかえたころの世の中

### 2 学習のねらい（目標）

知識的側面	平安時代の貴族たちが「わざわい（ケガレ）がうつる」という考え方をもとに特定の人々を排除していたことを理解する。
価値的・ 態度的側面	平安時代の「わざわい（ケガレ）がうつる」という考え方は、現代のわたしたちの生活の中にも知らず知らずのうちに染みついており、差別につながりかねない不合理なものであることに気づく。
技能的側面	現在も残る迷信や慣習について、自分自身で判断して行動しようという意識を持つことができる。

※小学校学習指導要領（平成29年告知）の社会科の目標である「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」は、上記の3つの目標に対応させることができると考えます。「道徳」「総合的な学習の時間」等で実施する場合には、それぞれの教科・領域の価値項目や目標項目に照らし合わせて実施してください。

### 3 その時代について ～教師が持っておくべき認識（教材観）～

奈良時代に入ると、豪族が天皇とのつながりを強め、大きな権力を持つようになります。豪族たちは、天皇中心の国づくりを進めていくために、唐（中国）の律令制度にならって大宝律令を制定していきました。

律令制度下においては、土地・人民は天皇のものとし、人々は良民と賤民（五色の賤）に分けられました。良民には口分田が与えられ、その代償として租・庸・調・納税・労役の義務が課せられたのです。しかし、賤民にはこれらの義務がなく、税に苦む人々の中からは不自由な良民よりも自由な賤民を選択する者が続出していきます。このような人々のしたたかな抵抗によって、平安時代にはこの律令制度は崩壊していったのです。

しかし、この律令制度により、戸籍制度や賤民制度は残っていききました。人や動物の死に関わったり、芸能にたずさわったり、放浪したりしている人々に対して賤視する考え方が広がっていったのです。

平安時代に入ると、権力は貴族に移っていきます。現在のように科学が発展していない時代には、死や自然災害などの災い（ケガレ）は神の力によって起こるものという考え方が貴族の中にも残っていました。貴族たちは、このような災いを避けるために日常生活のいたるところに様々なしきたりをつくっていきます。その集大成が、927年に完成した「延喜式」という法令です。この法令の中には、現在も残っている忌引きの規定も見られ、ケガレ意識がこの時代から引き継がれていることが分かります。

さらに、貴族たちはしきたりをつくるだけでなく、お祓い<sup>はら</sup>をしたり、人や動物の死体を片づけたりして災い（ケガレ）を浄める役割（キヨメ）を、賤視されていた人々に担わせました。賤視されていた人々は、貴族社会においてなくてはならない存在だったのです。

#### 4 指導のポイント（指導観）

##### ○「ケガレ」と「キヨメ」について

「ケガレ」とは、身の回りの平穏な状態が乱れることを表す言葉です。たとえば洪水や地震といった自分たちではどうすることもできない天変地異、死に対する恐れ、また本来ならば喜びを持って迎えらるはずの出産さえも、人口のバランスを崩すことや常に死と隣り合わせの大変な営みであるためケガレと考えられていました。代表的なケガレとしては、「死穢」<sup>しえ</sup>「産穢」<sup>さんえ</sup>「血穢」<sup>けつえ</sup>という三不浄<sup>さんふじよう</sup>がありました。

このような「ケガレ」を片づけたり処分してもとの平穏な状態に戻す役割やそれを担う人々のことを「キヨメ」と呼びました。「キヨメ」を担っていたのは、河原者<sup>かわらもの</sup>と呼ばれた無税地に住む人々などでした。

当時の人々は、この「キヨメ」を担う人々に対してその能力を尊敬したり、畏れたりしていました。しかし、「ケガレ」が人から人へ、ものから人へと伝染していくものという考え方が広がっていくにつれて「ケガレ」に関わることを恐れるようになり、「キヨメ」の役割を果たしていた人たちとの交わりも避けていくようになりました。

実際の学習では、この「ケガレ」「キヨメ」という言葉は使用していません。「ケガレ」は「わざわい」、「キヨメ」は「わざわいを取り除いてくれる人々」として言葉の一人歩きにならないよう配慮しています。

本時では、このような貴族の考え方を藤原師輔<sup>ふじわらのもろすけ</sup>という実在の貴族の史料をもとにクイズ形式で楽しく理解させたいと考えています。

##### ○不合理な迷信や慣習に対する正しい判断力を育てるために

貴族の生活を知る中で、貴族たちにとって「キヨメ」の役割を果たす人々の存在が不可欠であったことを子どもたちは理解するでしょう。そこで、子どもたちに「あなたが当時の貴族だったら、わざわいを取り除いてくれる人々に対して何と声をかけますか。」と問いかけます。多くの子どもたちは、「いつもありがとう。」「あなたたちのおかげで

安心して生活できるよ。」など肯定的な言葉を考えると予想されます。そこで、教師から「わざわいがうつるから、近づくな！」という答えを提示します。そうすることによって、子どもたちが感覚的にその不合理さに気づくことをねらっています。

しかし、このような不合理な考え方は、現代でも「鬼ごっこ」「占い」等の中に息づいていること、また社会の中にも「忌引き」「六曜(大安、仏滅、赤口、先勝、先負、友引)」「清め塩」「女人禁制」「丙午」などがあることを知らせることによって、これは平安時代の問題ではなく、現代に暮らす自分たちの問題であると捉えさせていきたいと考えています。これらの中には、「六曜」や「清め塩」「女人禁制」「丙午」などのように、不合理な考え方としてすでに見直されてきているものもあります。また、「忌引き」などは亡くなった方を弔うための大切なものに変化してきています。そのような事実も伝え、みんなの幸せにつながるもの、個人として信じることは問題ないが他者に押しつけることはできないもの、などがあることにふれながら、これらの遊びや迷信・慣習にどう向き合っていくかを考えさせていきたいと思っています。

### ○「ケガれる」という言葉を子どもたちが使ったときには

「ケガれる(穢れる)」という言葉は、メディアや書籍の中でも「誇りが穢される」「場が穢れる」などと使われています。その一方で、「血(筋)が穢れる」「穢らわしい」など、相手を蔑む意図で差別的に使用される言葉でもあります。子どもたちの中でも相手を攻撃する際に「ケガれるから、近づくな。」などの言葉が出る場合があります。その際には、「ケガれるってどういう意味？」と問い返してみましょう。答えられる子どもはほとんどいません。意味も分からず使っているからです。そのような場合には、「汚れる→見えるヨゴレ」「穢れる→見えないヨゴレ」であり、見えないヨゴレなどは存在しないこと、「ケガれる」ではなくその子どもが本当に伝えたかったことを聞き出し、きちんと相手に分かる言葉で伝えるようアドバイスしましょう。このようなことが起こった際には、周りの子どもたちも含めて「使ってはいけない」と禁句指導をするのではなく、きちんと相手に伝わる言葉を選択するような判断力を育てていきましょう。

## 5 学習の展開

学習内容及び活動	時配	教師の指導・支援	資料
1 前時までの学習を振り返り、学習課題を知る。	5分	○平安時代は貴族たちが力を持った時代であることを振り返り、貴族たちのくらしに対する関心を高める。	
<b>平安時代の貴族のくらしを調べてみよう！</b>			
2 貴族の日記をもとに貴族のくらしを知	10分	○平安時代の貴族である藤原師輔 <small>ふじわらのもろすけ</small> の日記を提示し、( )に入る言	◆ある貴族の日記 (ワークシート)

る。		葉を考えさせる。	
3 わざわいを取り除いてくれる人々に対する貴族の気持ちを考える。	15分	<p>○教師が答えを提示した後、このような貴族たちの暮らしについての感想を出し合う。</p> <p>※答え（盗賊）（愛嬌）</p> <p>○現在のように科学が発展していなかった時代には、さまざまなしきたりをつくってわざわいを避けようとしたこと、さらに、そのわざわいを取り除くために、お祓い（お祈り）や掃除、さまざまな儀式などを行った人々がいたことを知らせる。</p> <p>○わざわいを取り除いてくれる人々に対し、自分が貴族だったらどんな言葉をかけるかを考えさせる。</p> <p>○子どもたちの考えを出し合った後に、教師が答えを提示し、子どもたちの反応を確かめる。</p> <p>※答え「わざわいがうつるから、近づくな！」</p>	<p>◆白い紙を巻いた木や岩の写真などを紹介する。</p> <p>◆ワークシート</p>
4 自分たちの生活や社会の中にも同じような考え方があることを知る。	10分	<p>○自分たちの生活や遊びの中にも同じような考え方があること、社会の中にも同様の考え方があり、見直されていることなどを紹介し、迷信や慣習とどう向き合っていくべきかを話し合う。</p> <p>※教師の考えとして、迷信や慣習との向き合い方の例を紹介する。</p>	◆今も残る迷信・慣習についての資料を提示する。
5 今も残る迷信や慣習にどう向き合っているかを考える。	5分	<p>○今も残るさまざまな迷信や慣習について、自分だったらどう向き合っていくかを考えてワークシートに記入する。（学習の感想でもOK。）</p>	◆ワークシート

ワークシート 6年 ( ) 組 ( ) 番 名前 ( )

平安時代の貴族のくらしを調べてみよう！

1 平安時代のある貴族の日記の ( ) に入る言葉を考えてみよう！

朝起きると、自分の生まれた星の名を7回唱える。次に、歯をみがき、手を洗って西に向かい、仏の名を唱え、またふだん信仰している神に祈る。・・・昨日のことを日記につけてから、かゆを食べ、髪をとかす。男ならば3日に一度でよい。次に、手足のつめを切るが、丑の日には手のつめ、寅の日には足のつめを切る。

その後、おふろに入る。ただし、毎日ではなく、5日ごとである。おふろにもやかましいきまりがあって、1日に入浴すると早死にし、8日であれば長生き、18日に入ると ( ) に会い、午の日に入ると ( ) がなくなる。戌の日に入ると恥をかく。・・・

そして、ようやく宮中に出かける。皇居の門までは牛車で、あとは歩き。・・・わずかばかりの仕事、木簡への書きつけなどをした後は、宴会や碁に加わる。・・・

ふじわらのもろすけ  
藤原師輔 「九条右丞相遺誠」より

2 もし、あなたが貴族なら...

Blank box for student response.



3 あなたは、どうしますか？

Blank box for student response.

## 室町時代の人々の姿を調べよう

### 1 単元 ※以下の単元に関連させて実施

日本文教出版	東京書籍
6年上 大単元「4 今に伝わる室町の文化と人々のくらし」小単元「1 室町文化が生まれる」(3)鎌倉・室町時代を生きた人々のくふうや努力	6年上 大単元「5 今に伝わる室町文化」(3)室町文化の現在とのつながり

### 2 学習のねらい（目標）

知識的側面	現在も残る優れた室町文化は、当時差別されていた人々が精一杯生きる中で作り上げたものであることを理解する。
価値的・ 態度的側面	室町文化を担った人々に対する差別意識が社会の中に広くあった中でも、その生き方や努力・価値を理解していた人々がいたことに気づく。
技能的側面	周りの意識に流されず、自分の目や心で物事を判断することができる人になりたいという気持ちを持つことができる。

※小学校学習指導要領（平成29年告知）の社会科の目標である「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」は、上記の3つの目標に対応させることができると考えます。「道徳」「総合的な学習の時間」等で実施する場合には、それぞれの教科・領域の価値項目や目標項目に照らし合わせて実施してください。

### 3 その時代について ～教師が持っておくべき認識（教材観）～

中世後期になると新田開発や農業の技術が飛躍的に向上し、農民の自立が各地で後半に見られるようになりました。そして、その中で農村自治の単位として「惣」が生まれ、「惣領」を中心として強く結びついていきました。また、都市部では商人の力が強まり、自分たちの利益を守るために武器を備えたり、「座」に代表される自治組織をつくりあげたりしていきました。この「惣」や「座」に代表される共同体は次第に自分たちの権利を守るために自治を拡大していきます。特に「村役」や「名主」が刑吏権や裁判権を持つにつれ、これらの共同体は強大な自治組織として機能し始めます。

※代表的な例として

- 戦国時代、加賀の国では百姓を中心とした自治組織が大名を追放し、自分たちで

自治を行った例が残っています。

- 商人の町である堺や博多では、自分たちの掟をつくり自治を行っていた記録が残っています。

この時代になると、朝廷や神社・仏閣の権威は弱まりました。その結果、それらの末端に組み込まれ、キヨメの仕事や刑吏役を果たしていた河原者<sup>かわらもの</sup>をはじめとする非農業的な仕事についていた人々に対する意識も、わずかに残っていた「畏怖<sup>いふ</sup>の念」から「賤視」に変化していきました。

本資料で扱う「又四郎」は有名な「善阿弥<sup>ぜんあみ</sup>」の孫であり、又四郎の父「小四郎<sup>こしろう</sup>」も造園の技術に優れた河原者でした。「屠家に生まれたことを悲しむ」と書き記された河原者又四郎の言葉にこそ、当時の差別の厳しさを表しているといえます。この時代は、戦国の乱世に向かう時代でもあり、戦乱の必需品であった武具（革製品）をつくっていたのも被差別民でした。世の中の偏見にとらわれることなく、このような人々の技術や人柄<sup>しゅうりん</sup>を正当に評価していた僧の一人が周麟<sup>しゅうりん</sup>であり、同じような人々が武士の中にも大勢いたと考えられます。

また、室町時代に大成した能・狂言・水墨画や華道・茶道、書院造りなどの源流も河原者にあり、時の権力者である室町幕府の將軍らの庇護を受けることによって大きく発展しています。しかし、それでも当時の社会の中ではこれらの職業に対する賤視観・蔑視観は根強く残っていきました。本学習は、現在これらの芸能に携わっている人々が被差別民の子孫であるというような新たな差別観を子どもたちの中に植え付けてしまう危険性も秘めています。そうではなく、特定の職業に対して蔑視する見方をする<sup>こと</sup>自体が間違っていることを歴史的事実から学んでいくことをねらいとしています。現代においても、食肉業や清掃業などに対するマイナスイメージが子どもたちにすり込まれている場合があります。そんな時には、地域でそれらの仕事に従事されている方をゲストティーチャーに招くなどして、働く人の思いや努力、その仕事の価値について体験的に学び、刷り込まれた差別観から子どもたちを解放していく学習が必要であると考えています。

#### 4 指導のポイント（指導観）

##### ○又四郎の言葉について

「某<sup>それがし</sup>一心に屠家<sup>としか</sup>に生まれしを悲しむ、故に物の命を誓いてこれを断たず、  
また財宝<sup>むさぼ</sup>を心してこれを貪<sup>ろくおん</sup>らず。」（「鹿苑日録」より）

これは、室町時代に庭造りの優れた職人であった又四郎の言葉を、交流のあった周麟という僧侶が日記に書き残したものです。この日記から、農業に従事していなかった庭造り・革づくりの職人や芸能に携わっていた人々が、当時「屠家」と呼ばれ蔑視されていたことがわかります。又四郎は、このような賤視の中で、慎ましい生活をしながら庭造りの技術を高めていきます。又四郎が自らの出自（生まれ）を差別の原因と捉えてい

るのは時代の限界だと言えますが、現代を生きる子どもたちから見れば、又四郎の生き方に非はなく、それを差別する側に非があることは理解できると思われま。学習の前半で「又四郎は、どのような人物だったか」ということを考える中で、このことも共有していきたいと考えています。

#### ○周麟の言葉について

「又四郎こそ、人間である。」

これが、又四郎と交流のあった周麟が又四郎について書き残した一文です。この一文から多くのことを考えることができます。具体的には、「周麟が周囲の偏見にとらわれずに、又四郎の姿を公正に評価できる人であったのではないか」「周麟が周囲の偏見に対して、明確に非難する意図が隠された一文ではないか」などが考えられます。この周麟の言葉の意味や人柄について子どもたちが考え合う中で、このような点に少しでも近づくことができたときには、子どもたちを大いに褒めていきたいと考えています。そのことで、周囲の意識にとらわれずに自分の目や心で真実を捉えようとする姿勢を育むことにつながれば、この授業の価値が生まれると考えます。

### 5 学習の展開

学習内容及び活動	時配	教師の指導・支援	資料
1 前時までの学習を振り返り、学習課題を知る。	5分	○室町時代に生まれ、現在までの残る優れた文化(能・狂言・石庭など)を振り返り、このような文化を創り出した人々の姿に関心を持たせ、学習課題につなぐ。	
<b>室町時代の人々の姿を調べよう</b>			
2 現在に残る優れた室町文化を創り上げたのは、身分的に差別されていた人々であったことに気づく。	5分	○平安時代の貴族のくらしの学習を振り返り、優れた室町文化を創り上げた人々は、平安時代から差別されていた人々であったことを知らせ、そのことが記載されている文章を教科書の中から見つけさせる。	◆教科書 日文…56ページ 東書…59ページ
3 室町時代の庭造りの職人である又四郎の日記から、当時のくらしや人柄を考える。	15分	○教科書の石庭の写真を参照させながら、このころ庭造りの職人だった又四郎の日記を紹介する。そして、この日記から当時の又四郎のくらし	◆教科書 日文…57ページ 東書…59/61 ページ

<p>4 又四郎と交流のあった周麟の言葉から、その言葉の意味や人柄について考える。</p>	<p>15分</p>	<p>や人柄を想像し、イメージしたことをワークシートに書かせる。 ○それぞれが考えたことを全体に出し合う。 ○又四郎と交流のあった周麟という僧の言葉に出会わせ、その言葉の意味や人柄についてグループで考えさせる。 ○グループで話し合ったことを、全体で交流し、差別の中で精一杯生きた又四郎の姿や、偏見にとらわれず自分の目と心で又四郎と交流した周麟の姿を明らかにする。</p>	<p>◆ワークシート  ◆周麟の言葉を提示する資料 ◆ワークシート</p>
<p>5 又四郎や周麟の生き方から、自分自身の生き方を考える。</p>	<p>5分</p>	<p>○又四郎や周麟の生き方と出会って感じたことを素直にワークシートに記入させる。</p>	<p>◆ワークシート</p>

## 6 資料

### 【室町時代の代表的文化とその担い手たち】

- ◆庭園造り（相国寺、龍安寺、天竜寺、西芳寺、慈照寺（銀閣）などの庭園）  
… 善阿弥、小四郎、又四郎
- ◆猿楽・田楽→能・狂言へ発展 … 観阿弥、世阿弥
- ◆水墨画 … 能阿弥、芸阿弥、相阿弥
- ◆華道 … 文阿弥
- ◆連歌 … 木阿弥、量阿弥

ワークシート 6年 ( ) 組 ( ) 番 名前 ( )

室町時代の人々の姿を調べよう！

◆ 室町時代の優れた庭造りの職人だった又四郎のことは

「私は、差別されるような家に生まれたことを心から悲しんでいます。  
ですから、決して生き物は殺さないようにしているし、  
ぜいたくをしないで、つつましい生活をするようにしています。」



1 又四郎さんは、どんなくらしをしていたのだろうか？どんな人だったのだろうか？

2 周麟さんは、なぜこんな言葉を残したのだろうか？どんな人だったのだろうか？

3 今日の学習で思ったこと・考えたこと

## 江戸時代の身分制度を調べよう

### 1 単元 ※以下の単元に関連させて実施

日本文教出版	東京書籍
6年上 大単元「5 天下統一と江戸幕府」 小単元「2 江戸幕府による政治」(2)江戸時代の身分制と人々の暮らし	6年上 大単元「7 江戸幕府と政治の安定」 (3)人々の暮らしと身分

### 2 学習のねらい（目標）

知識的側面	江戸幕府は、住む場所によって身分を定め、身分ごとに役目を課して、人々を支配しようとしたことを理解させる。
価値的・ 態度的側面	江戸時代には、厳しい身分制度の中で、それぞれの身分の人々が生活を高めるために努力を重ねていくこと、中でも「その他の身分」とされた人々が厳しい差別に立ち向かい世の中を動かす原動力となっていくことに気づく。
技能的側面	示されている事実だけでイメージするのではなく、自分で深く追求することによって本当の真実をつかもうという意識を持つことができる。

※小学校学習指導要領（平成29年告知）の社会科の目標である「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」は、上記の3つの目標に対応させることができると考えます。「道徳」「総合的な学習の時間」等で実施する場合には、それぞれの教科・領域の価値項目や目標項目に照らし合わせて実施してください。

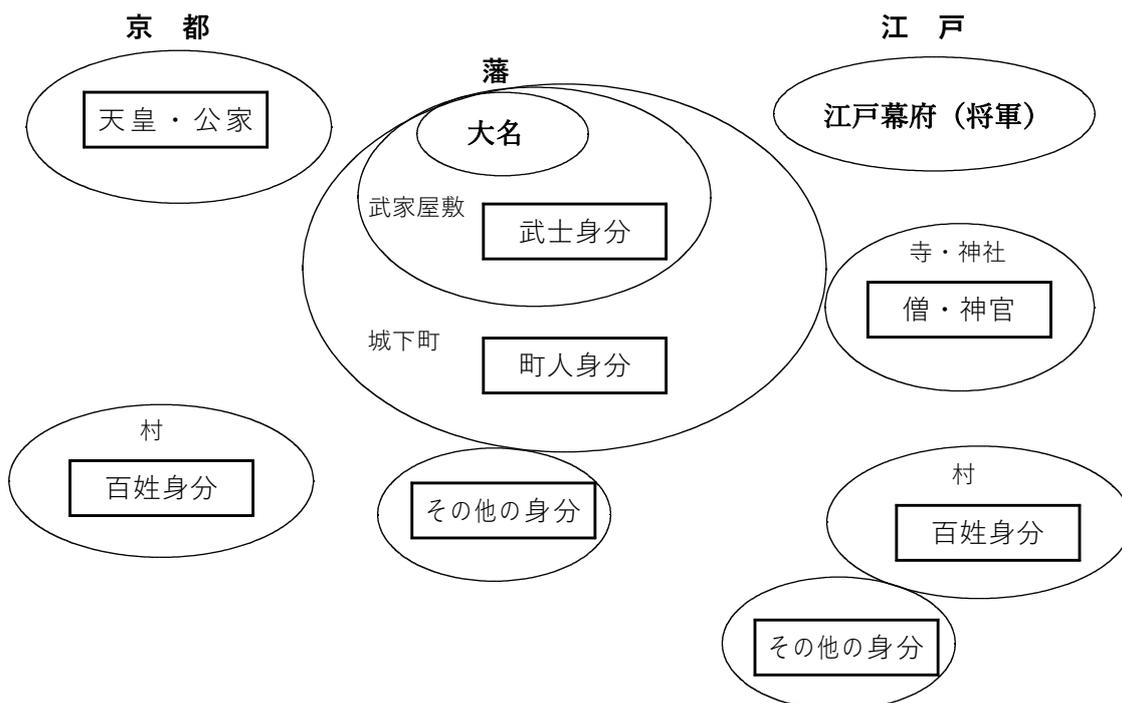
### 3 その時代について ～教師が持つべき認識（教材観）～

江戸時代の身分制度については、過去の学校教育の中で「民衆の不満をそらすために幕府がつくった（いわゆる、「上見て暮らすな、下見て暮らせ、」）」「江戸時代の身分は、士・農・工・商・被差別身分のピラミッド型式序列制度だった」などと教えてきました。しかし、これは間違いだったことが明らかになり、教科書でもそのような記述はなくなりました。正しくは、「江戸時代の身分は、それまで流動的だった人々や身分を、住む場所を固定することによって、幕藩体制の安定を図った」「身分間には、支配－被支配の関係性はあるが上下の序列はなく、それぞれの身分が幕藩体制維持のために不可欠な役割を果たしていた」「身分の固定化によって、人々の中に身分への所属意識が植

え付けられ、その結果人々の中にあった被差別身分の人々に対する差別意識が強化されていった」ということになります。まちがっても、ピラミッド型の図示をしたり、「士農工商…」という言葉で説明したりすることは、しないようにしましょう。それぞれの身分に定められた居住地や役負担は以下のようなものであり、民衆を必ず寺の檀家とすることで人別帳（今の戸籍の原型）をつくらせて掌握していました。

身分	居住地	役負担
武士身分	城、城下町	幕府に命じられた工事や戦いなど
百姓身分	村	定められた量の米や作物・物産、労働など
町人身分	城下町、都市	定められたお金など
その他の身分	別村、城下町の周囲など	警備役、処刑役、革製品、清掃、芸能など
僧・神官	寺社の領地、城下町、村	人々の把握
天皇・公家	京都御所とその周辺	幕府の政治を支える

江戸時代の身分は、基本的に住む場所によって決められており、城下町の武家屋敷に住んでいる人々は「武士身分」、町人町に住んでいる人々は「町人身分」、村に住んでいる人々は「百姓身分」とされました。ここで注意したいのは、「百姓身分」＝「農民」ではないということです。「百姓身分」とは村に住む人々であり、その職業は農業・漁業・林業の他、鍛冶屋など村の中で生活するさまざまな職種の人々を含みました。



「その他の身分」とされた人々は、村や城下町・都市の周囲などに別村をつくって暮らし、他の身分の人々との同席や交流を厳しく制限されていました。しかし、農業や皮革業、刑吏役、芸能、菓づくり、医者、染め物、竹細工づくりなどさまざまな仕事をしながら、社会に不可欠な役割を果たしていました。当時でも、革をはった雪駄などは高級品（例：1,000文＝25,000円）であり、自分たちで皮革の流通ネットワークをつくり、財をなしていた人々もいました。このことから、その他の身分の人々がすべて貧しい生活をしていたというのは誤りです。それどころか、身分を偽って町に住んだり、身分を越えて結婚したりしている事実もありました。

また、江戸後期の幕藩体制が揺らぎに伴う身分制度の引き締め（身なりの強制など）に対しては、仲間と連帯して抵抗運動を起こしました（「しぶぞめ渋染一揆」「あさぎはんえりちようさん浅黄半襟逃散一揆」など）。さらに、次の学習でふれる「解体新書」では、杉田玄白の前で腑分け（人体解剖）を行って医学の発展に寄与したり、大正時代の全国水平社運動、第二次世界大戦後の部落解放運動の中でさまざまな権利を実現したりしていきます。教科書記述の「差別された人々」というのは一面であり、「差別の中をしたたかに生き抜き、たたかった人々」という表現がふさわしいのです。

#### 4 指導のポイント（指導観）

##### ○江戸時代の身分の仕組みについて

本時では、まず江戸時代の身分が住む場所によって決まっていたことを感覚的につかませるために、地域図の中に身分名を当てはめていく活動を取り入れています。この活動によって、身分制度のしくみは一体どうなっているのだろうという探究心を高めることにつなげていくための導入として位置づけています。

##### ○身分ごとの役負担について

次に、身分制度のしくみを明らかにするために、身分とそれぞれに割り当てられた役負担についてグループで話し合いながら予想していく活動を取り入れています。この活動をグループで行うことで、なぜそうなるのかという身分制度の意図を追求する活動にもつながっていくと考えています。さらに、正しい答えを知る中で自分たちの考えを再度検討し直す場をつくり、さらに深く考える時間とします。考えを出し合いながら、身分制度の意図を明らかにする面白さ・楽しさを感じさせるとともに、教師の言葉かけによってそれぞれの身分が江戸幕府の政治を維持するために不可欠な役割を果たしたことに（特にその他の身分を意識して）気づかせていきます。

##### ○「差別された人々」から「差別とたたかった人々」へ

授業の後半には、それまで「その他の身分」として考えてきた人々が、教科書にはどのように記されているかを見つける活動を位置づけます。そして、「厳しく差別された人々」という教科書記述から、どのような生活をしていると思うかイメージを出し合わせます。そこでは、子どもたちからは当然マイナスイメージが出てくると予想されます。そこで、教師から「実は、この人々は『厳しく差別された人々』でもあり、その後『差

別とたたかいながら、世の中を大きく変えていく人々』なのです。」と示すことによつて、安易なマイナスイメージを払拭し、これからの学習への意欲をさらにたかめていくことをめざしています。

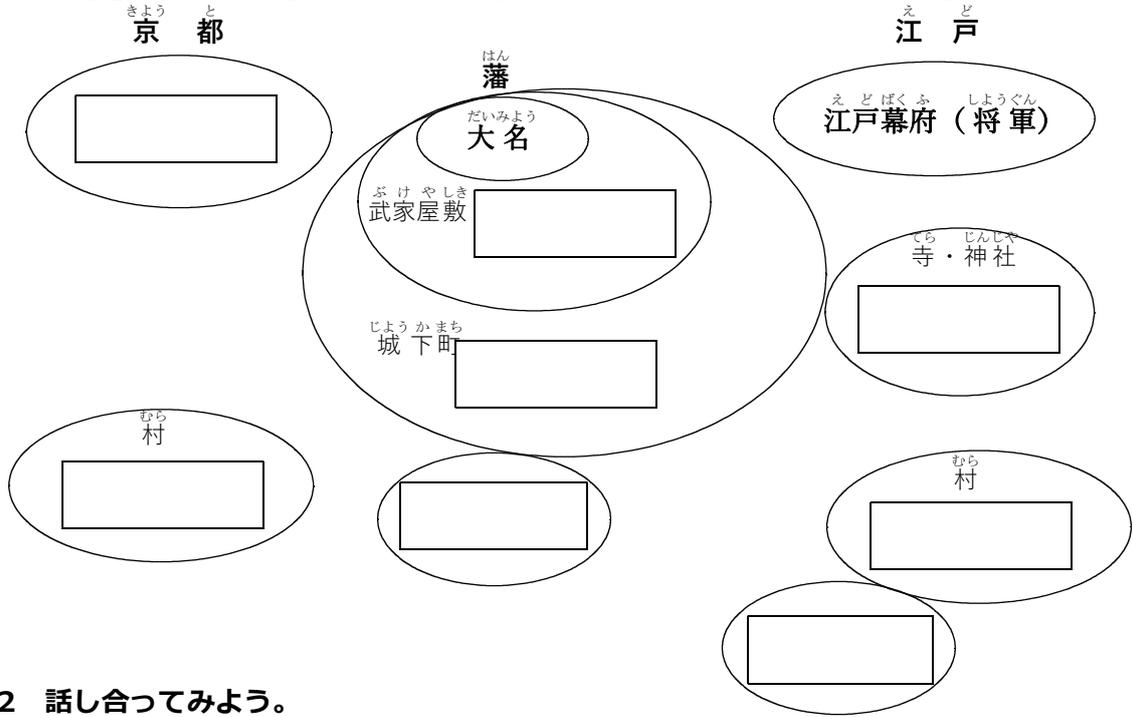
## 5 学習の展開

学習内容及び活動	時配	教師の指導・支援	資料
1 前時までの学習をふり返り、学習課題を知る。	5分	○江戸幕府が武士たちを従わせたことをふり返り、そのほかの人々をどのようにして従わせていったのかを調べることに関心を持たせる。	
<b>江戸時代の身分制度を調べよう！</b>			
2 江戸時代の身分を住む場所によって当てはめていく活動を通して、江戸時代の身分のしくみについて考える。	10分	○江戸時代の身分構成を知らせ、その身分を図の中に入れる活動にチャレンジさせる。 ○答え合わせをした後に、それまで流動的だった人々の住む場所を固定し、身分を定めていったことに気づかせる。 ○さらに、なぜこのような身分制度をつくったのかを考え合うことで、そのことを追求する意欲を高める。	◆ワークシート
3 江戸時代の役負担の内容を、それぞれの身分に当てはめていく活動を通して、それぞれの身分が果たした役割と江戸幕府の意図について考える。	20分	○江戸時代の役負担の内容を、グループで話し合いながらそれぞれの身分に当てはめていかせる。 ○グループの考えを出し合い、答え合わせをした後に、江戸幕府の意図についてグループで話し合わせる。 ○話し合ったことを出し合いながら、住む場所を固定させることによって幕府による支配を安定させようとしたことに気づかせる。	◆ワークシート
4 その他の身分の人々の存在について考える。	5分	○その他の身分について、教科書では「厳しく差別された人々」と記載されていることに気づかせ、この人々がどのような暮らしをしていると思うか、意見を出させる。 ○その後、この人々は差別とたたか	

5 本時の学習の感想を書く。	5分	い、世の中を変えていく原動力となっていくこと、書いてあることのイメージだけでは真実はわからないことに気づかせる。	◆ワークシート裏
----------------	----	--	----------

江戸時代の身分制度を調べよう！

1 江戸時代、「武士身分」「百姓身分」「町人身分」「その他の身分」「僧・神官」「天皇・公家」の人々が暮らしていた場所を予想して、□に書き入れてみましょう。



2 話し合ってみよう。

ぶし みぶん 武士身分	
ひやくしやう みぶん 百姓身分	
ちやうにん みぶん 町人身分	
た みぶん その他の身分	
そう しんかん 僧・神官	
てんのう くげ 天皇・公家	

- ① 警備・警察 (けいび けいさつ)   ② 米や特産物を納める (こめ とくさんぶつ おさ)   ③ 人々の名簿をつくる (ひとびと めいぼ)   ④ 幕府を助ける (ばくふ たす)
- ⑤ お金を納める (かね おさ)   ⑥ 幕府のためにたたかう (ばくふ)   ⑦ 革製品をつくる (かわせいひん)   ⑧ 工事で働く (こうじ はたら)

【身分制度のしくみは…】

## 杉田玄白が解体新書をつくることができたひみつを探ろう

### 1 単元 ※以下の単元に関連させて実施

日本文教出版	東京書籍
6年上 大単元「6 江戸の社会の文化・学問」小単元「2 町人文化と新しい学問」(3) 蘭学のはじまり	6年上 大単元「8 町人の文化と新しい学問」(3)新しい学問・蘭学

### 2 学習のねらい（目標）

知識的側面	杉田玄白が中心となってつくった「解体新書」によって、日本の医学は大きく発展し、その後、天文学・物理学・地理学・科学など多くのオランダ語の書籍が翻訳・出版されていったことを理解する。
価値的・ 態度的側面	杉田玄白が解体新書を出版することができた背景には、玄白自身の高い志とともに、志を同じくした仲間やそれを支えた藩や幕府老中の存在、そして被差別身分の人々の技術を尊敬する姿勢などがあったことに気づく。
技能的側面	杉田玄白の生き方を知り、これからの自分の生き方にどう役立てるかを考えることができる。

※小学校学習指導要領（平成29年告知）の社会科の目標である「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」は、上記の3つの目標に対応させることができると考えます。「道徳」「総合的な学習の時間」等で実施する場合には、それぞれの教科・領域の価値項目や目標項目に照らし合わせて実施してください。

### 3 その時代について ～教師が持っておくべき認識（教材観）～

杉田玄白は、オランダ語の「ターヘルアナトミア」を翻訳し、「解体新書」の出版を中心的に進めた蘭方医として、教科書にも大きく取り上げられています。この学習を部落史学習として取り上げる最大の意図は、腑分けにおける「その他の身分(被差別身分)」の人々の貢献が大きかったということに気づかせることにあります。1971年3月の小塚原刑場での腑分け<sup>ふわ</sup>については、玄白が後に記した「蘭学事始<sup>らんがくことはじめ</sup>」によると、当初は腑分けの名手と名高かった「虎松」という被差別身分の者がくるはずであったが、病気で来れなくなり、代わりに90才になる彼の祖父が来たと記されています。その老人は、身

分の役目として長年牛馬の解体を行っており、腑分けの経験も豊富でした。だからこそ、短い時間に的確に玄白たちに説明することができたのであり、その技術の高さは玄白等の記録からも相当なものであったと推察できます。また、「日本の医学の発展に寄与したい」という玄白等の高い志や、慣習・世間体にとらわれずに被差別身分の老人に接し、誠実に真実を捉えようとした姿勢についても、子どもたちに気づかせたいものです。

「解体新書」の翻訳にあたっては、中津藩（今の大分県）の藩医であった前野良沢、玄白の後輩で小浜藩（今の福井県）の藩医であった中川淳庵、エレキテルで有名な平賀源内など、志を同じくする仲間との出会いも大きかったと思われます。オランダ語に詳しくあった前野良沢は、誤訳が多かったことを自覚していたために解体新書の著者に名を連ねることを拒んだほど、学問に誠実に向き合っていたと言われます。このような仲間の存在の大切さにも気づかせていきたいものです。

さらに、時代的背景としては、8代将軍徳川吉宗（1684-1751年）が海外の書籍の輸入を緩和したり、江戸幕府老中であった田沼意次（1719-1788年）が解体新書の出版に対し寛容な姿勢を示したりしたことも、玄白等の活動を後押ししたと言われています。また、「他人がやらないようなことこそ、世のために取り組み、残していかなければならない」と良沢に説いた義父の存在や、当時大変高価だった「ターヘルアナトミア」の購入を支援した小浜藩家老の存在も、解体新書の出版に大きく貢献したと思われます。

このように物事を多面的に見ていくことの大切さ、自分たちで真実を確かめようとするものの大切さについても、社会科の学習の目標の一つとして、これから差別を乗り越えていく人材を育てるために、子どもたちに身に付けさせていきたいものです。

#### 4 指導のポイント（指導観）

##### ○学習の導入について

導入段階では、当時の日本と外国との医学的な知識の差を感じさせるとともに、この本を翻訳し日本の医学の発展に多大なる貢献をした杉田玄白という人物についての関心を持たせたい。そのために、玄白の肖像画や二つの解剖図など、教科書の挿絵の拡大図を用意するなどの準備をしておきたい。その上で、学習課題を提示し、子どもたちの学習意欲を高めていきたいと考えます。また、その際の留意点として、現代においても針灸や漢方薬などの東洋医学が活用されており、東洋医学が西洋医学に対して単純に劣っていたという捉え方にならないよう配慮が必要であると考えています。

##### ○課題を追求するための資料について

課題を追求していくための資料として、「解体新書ができるまで（自作資料）」を準備しています。この資料を教師が判読するのではなく、子どもたちに句読点ごとに交代で読ませることによって、受け身ではなく、主体的に学習課代に向かわせるきっかけにしたいと考えています。読み合わせを終えた時点で、わからない語句等があれば補足説明する時間をとります。

### ○課題を追求するための話し合い活動について

資料の読み合わせをした後は、学習課題に対するグループでの話し合いの時間を設定しています。授業者の意図としては、ここで「日本の医学の発展に貢献したいという玄白たちの高い志」「玄白たちを応援し支えた家族や役人、藩・幕府の家老たちの存在」「腑分けを行ったその他の身分の人々の高い技術と豊かな知識」「その他の身分の人々を差別することなく尊敬した3人の姿」など、多様な意見が出てくることを期待しています。全体で話し合ったことを整理していく段階で、出てこなかったような視点があれば、教師の問いかけによって付け加えていきたいと考えます。

### ○終末の振り返りについて

まず、学習課題に多角的な視点から答えを追求することができたことに対して、子どもたちに対して賞賛することによって、多面的な見方をする事への意欲付けを図っていきたいと考えています。そして、学級全体でつかみとった答えをワークシートに記録するとともに、玄白たちの生き方を学んだ感想を、これからの自分の将来と重ねてふり返ってみようアドバイスをしていくようにしています。

## 5 学習の展開

学習内容及び活動	時配	教師の指導・支援	資料
1 前時までの学習をふり返り、学習課題を知る。	10分	○鎖国時代に貿易ができたオランダからの情報を学ぶことを「蘭学」と呼んだこと、杉田玄白はその「蘭学」を熱心に学んだ医者だったことを知らせる。 ○そして、教科書の挿絵を参照し、当時の医学的知識にどれほどの差があったのか、この差を「解体新書」という本をつくることで縮めていったのが杉田玄白であることを知らせ、学習課題への関心を持たせる。	◆教科書 日文…94ページ 東書…94ページ
<b>杉田玄白が解体新書をつくることのできたひみつを探ろう！</b>			
2 「解体新書ができるまで」を全員で読み合わせる。	5分	○交代で句読点（。）ごとに読ませていきながら、資料を読み合わせる。	◆資料「解体新書ができるまで」
3 学習課題について、グループで話し合う。	10分	○杉田玄白が解体新書を出版することができた理由について、グループ	◆ワークシート

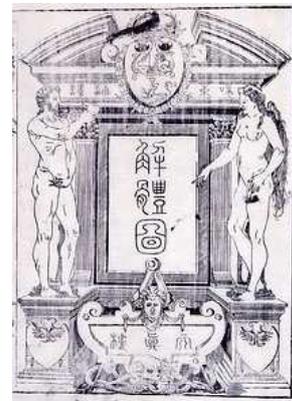
<p>4 話し合ったことを全員で共有しながら、考えられる学習課題の答えを整理する。</p>	<p>15分</p>	<p>で話し合わせる。話し合った内容は、ワークシートに記録させておく。</p> <p>○子どもたちの意見をもとに、学習課大に対する答えを多面的に整理していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3人の高い志</li> <li>・仲間の存在</li> <li>・応援してくれた周囲の人々</li> <li>・その他の身分の人々の技術 など</li> </ul>	
<p>5 本時でつかみとったことを記録し、学習の感想を書く。</p>	<p>5分</p>	<p>○本時の学習で明らかにできたことをワークシートに記録させ、玄白たちの生き方を学んだ感想を書かせる。</p>	<p>◆ワークシート</p>

## 「解体新書ができるまで」

1733年、杉田玄白は小浜藩（今の福井県）の医者の子供として、江戸で生まれました。25才で江戸の町医者になった玄白は、発明家の平賀源内や同じ医者だった前野良沢・中川淳庵と出会います。1771年、3人はオランダ人通訳から1冊の本を紹介されます。それが、「ターヘルアナトミア」でした。この本には、体の内部のことが隅から隅まで図もつけて記されていました。それは、3人がこれまで見たこともないような内容で、実際に一度も人間の体の中を見たことがなかった3人にとって大きな驚きでした。

その年の3月、町奉行所の医者から「今度、死刑になった罪人の腑分け（解剖）をするから、見に来るか？」と声をかけられます。玄白はすぐに良沢・淳庵も誘って、処刑場に行きました。そこには、90才にもなるその他の身分の老人がいました。その老人は、死体を切り開くと、体の中にある臓器を指さし、「これは肝臓」「これは腎臓」「これは心臓」「これは胃」などと説明を始めました。臓器に名前が書いてあるわけでもないのに、この老人はこれまでの経験からすべて知っていたのです。3人は、質問もできず、ただうなずくしかありませんでした。さらに驚いたのは、実際に見た体の中が「ターヘルアナトミア」に書いてあったものとまったく同じだったことでした。

3人は、「医学の基本である人間の体のことも知らずに医者をしてきたことが、本当に恥ずかしい。」と話し、この本を日本語に訳して本にする決意をしました。しかし、当時はオランダ語の辞書などありません。3人の中で唯一オランダ語を熱心に勉強していた良沢を中心に翻訳がはじめられました。そして、3年間の苦労の末、1774年、玄白が39才の年について「解体新書」の出版にたどりついたのです。この本の出版をきっかけに、日本の医学は大きく発展し、さらに天文学など他の分野でもオランダ語の本の日本語での出版が広がったのです。



解体新書の表紙 →

ワークシート 6年（ ）組（ ）番 名前（ ）

すぎ た げんぼく かいたいしんしよ さく  
**杉田玄白が解体新書をつくることができたひみつを探ろう！**

- 1 資料「解体新書ができるまで」から、玄白が解体新書をつくることができたひみつをグループで話し合っ、見つけてみよう！

グループで話し合ったこと

- 2 みんなでみつけた答え

- 
- 
- 
- 
- 
- 

- 3 今日の学習で思ったこと、考えたこと

## 「解放令」を人々はどう受け止めたのだろう

### 1 単元 ※以下の単元に関連させて実施

日本文教出版	東京書籍
6年上 大単元「7 明治の新しい国づくり」 小単元「2 新政府による政治」(1)明治政府の新しい国づくり	6年上 大単元「9 明治の国づくりを進めた人々」(2)明治の新しい世の中

### 2 学習のねらい（目標）

知識的側面	明治新政府によるさまざまな政策によって人々の生活がどのように変わっていったのかを理解する。
価値的・ 態度的側面	いわゆる「解放令」など、明治政府による新たな政策と暮らしの変化に対し、江戸時代のそれぞれの身分の人々がどう受け止めたのかを考え、人々の中の差別意識が変わらなければ、差別はなくなることにつづく。
技能的側面	環境が変化したり、生活が変わっていったりすることに対して、どのように受け止めるべきかを考えることができる。

※小学校学習指導要領（平成29年告知）の社会科の目標である「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」は、上記の3つの目標に対応させることができると考えます。「道徳」「総合的な学習の時間」等で実施する場合には、それぞれの教科・領域の価値項目や目標項目に照らし合わせて実施してください。

### 3 その時代について ～教師が持つておくべき認識（教材観）～

この時代、1853年のペリーの来航にはじまる外国の影に、日本は近代化の必要性に迫られていきました。と同時に、幕藩体制に対する国内の不満も高まっていきました。このような世の中の動きによって、明治維新・明治政府による諸改革が急激に進んでいくこととなります。

近代化を急ぐ明治政府は、版籍奉還・廃藩置県・地租改正など、次々と新しい政策を実施していきました。江戸時代までの封建的身分も解体され、天皇一族は「皇族」、公家や大名などは「華族」、武士は「士族」、それ以外の人々は「平民」というように再編されていきました。江戸時代にその他の身分とされていた人々も、1871年の太政官

布告（いわゆる「解放令」）によって「平民」とされました。しかし、これはそれまで無税地とされていたその他の身分の人々の居住地からも地租を徴収することが主な目的であり、差別の解消をめざしたものではありませんでした。

◆いわゆる「解放令」（1871年8月28日太政官布告61号）※旧暦 ※現代文に直したもの

その他の身分の名称が廃止されたので、これからは身分・職業ともに平民と同様であるべきこと

その他の身分の名称が廃止されたので、平民の籍に編入し、身分・職業ともにすべて同一になるよう取り扱うべきである。もっとも、これまで地租その他の負担を免除してきた慣習があれば、それを改めるために再調査し、大蔵省へ伺い出るべきこと。

「華族」となった人々は、一定の財産を保障され、それを元手に新たな事業を始める者が出てきました。「士族」たちは、刀を奪われ、収入源の家禄を減らされた上に地租を課され、兵役も一般民衆に広げられたため、困窮を極める人々が多く出ました。その不満は、「佐賀の乱（1874年）」「神風連の乱（1876年）」「秋月の乱（1876年）」そして、「西南戦争（1877年）」という形で噴出し、新政府軍に鎮圧されていきます。その後は、新しい時代に対応して生活していく者と対応できずに没落していく者とに二分されていきました。ここから旧士族の一部の人々は、自由民権運動に身を投じ、武力ではなく言論の力で国に自分たちの思いを届けようとするようになっていきます。

「平民」となった人々は新たな時代に対応して土地を離れ、労働者として生きていく者も増えていきました。また、いわゆる「解放令」に対しては、各地で反対一揆を起こし、その他の身分の人々の集落を襲撃するなどの行動に出ました。それまでの慣習を変えること、旧「その他の身分」の人々と同じ身分になること、その人々と交わることに対する拒否感の大きさがうかがえます。

旧「その他の身分」だった人々は、法的には住居や職業を自由とされましたが、周囲の差別意識が何も変わっていなかったため、就労の機会を奪われ、困窮していきます。生業としていた皮革業も大資本に飲み込まれ、失っていきます。そして、それまでの身分に対する差別は、旧「その他の身分」が暮らす集落への差別に変貌していきます。これが、現在まで残る部落差別の始まりなのです。しかし、いわゆる「解放令」はその後の時代、人々が立ち上がる根拠となり、水平社運動という新たな差別とのたたかいを生み出していくこととなります。

#### 4 指導のポイント（指導観）

##### ○学習の導入について

導入段階では、明治新政府のさまざまな政策によって旧身分の人々の身分や生活がどのように変わっていったのかを表にまとめた資料で提示し、その変化をイメージしやすくする手立てをとっていきます。その上で、学習課題を提示し、人々の思いをイメージ

させていきたいと考えています。

#### ○課題を追求していく流れについて

学習課題について、まずグループで話し合い、出された意見をすべてワークシートに書き込ませます。書き込む順番はどの身分からでも良いこととし、役割分担等をしながら工夫してグループでの話し合いを進めさせていきたいと考えます。その後の全体共有の場においては、旧「その他の身分」の人々については喜びの声が、旧「武士身分」の人々については不満の声が、旧「百姓身分」「町人身分」の人々については賛否両方の意見が出てくると思われます。それらの予想に対し、3つの資料を提示することによって、人々の中の差別意識が根強く残ったことに気づかせていきたいと考えています。

#### ○「なぜ、人々の中の差別心は変わらなかったのか」という問いについて

ここでは、子どもたちのこれまでの生活体験に基づく素直な考えを認めながら、「自分たちの生活が変わることへの不安・不満」「なぜその他の身分だけよくなるのかというねたみ」「差別をなくすための明治政府の無策」などが原因にあったことに気づかせます。それとともに、機会は平等になったが、結果的な平等は実現されず、旧その他の身分の人々のくらしは急速に厳しくなっていったこと、そこから新しい差別とのたたかいがはじまっていくことにもふれておきたいと考えます。

#### ○終末の振り返りについて

終末の振り返りにおいては、差別もいじめもする側が変わらなくなること、生活や環境が急激に変化していく際の不安などにもふれ、そんなときにどうしたらいいだろうかということ投げかけながら、一人ひとりの考えを深めさせたいと思っています。

## 5 学習の展開

学習内容及び活動	時配	教師の指導・支援	資料
1 明治新政府のさまざまな政策の中で、人々のくらしが具体的にどう変わったのかを知り、本時の学習課題を知る。	5分	○明治新政府のさまざまな政策によって、身分ごとに人々のくらしがどのように変わっていったのかを知らせ、本時の学習課題に対する関心を高める。	◆資料「人々のくらしの変化」
<b>「解放令」を人々はどう受け止めたのだろう</b>			
2 旧身分の人々が、それぞれどのような思いを抱いたのかを、グ	10分	○旧身分の人々が、どのような思いを持っているかをグループで話し合わせ、ワークシートに記入させる。	◆ワークシート

<p>ループで話し合う。</p> <p>3 話し合ったことを共有した後、資料をもとに考えたことを検証する。</p>	<p>15分</p>	<p>○各グループで話し合ったことを、全体で出し合い、板書して共有する。</p> <p>○資料の読み合わせを行い、考えたことを検証する。</p>	
<p>4 人々の中の差別心がなぜ変わらなかったのかを考える。</p>	<p>10分</p>	<p>○人々の中の差別心が根強かったことに気づかせ、なぜ差別する心が変わらなかったのかを考える。</p> <p>○子どもたちの考えを共有し、様々な視点から考えたことを賞賛しながら、差別する側が変わらなければ差別はなくならないことを確認する。それとともに、この後差別に対する新しいたかいははじまっていくことにもふれる。</p>	<p>◆資料「喜びで迎えられた解放令」「博多の近くに住んでいた老人の日記」「五万日の日のべ」</p> <p>◆ワークシート</p>
<p>5 本時の学習の感想を書く。</p>	<p>5分</p>		<p>◆ワークシート</p>

6 資料

明治新政府が行ったこと（明治維新）

- **五か条の御誓文** … これまでのしきたりをやめて、みんなで話し合っ  
て天皇を中心とした新しい国づくりをしよう。
- **版籍奉還** … 「土地と人々」を天皇に返します。
- **廃藩置県** … 「藩」をやめて「県」にし、役人が政治をします。
- **解放令** … 江戸時代の身分制度は廃止し、新しい制度にします。
- **地租改正** … 住んでいる土地、持っている土地に対して地租（税）を  
お金で納めます。
- **徴兵令** … 20才になった男子は、3年間軍隊に入ります。
- **そのほか** … 年号を「明治」とし、「江戸」を「東京」に変えて  
日本の首都にします。

江戸時代	明治	人々のくらしの変化
天皇一族	皇族	国の元首。土地も人々も天皇のもの。
貴族（公家） 大名（武士）	華族	住む場所は東京。持っている財産はそのまま。
武士	士族	刀を差してはいけない。 藩からもらっていたお金は減らします。 税を払い、20才以上の男子は軍隊に入ります。 住む場所・職業は自由です。
百姓	平民	税を払い、20才以上の男子は軍隊に入ります。 住む場所・職業は自由です。
町人	平民	税を払い、20才以上の男子は軍隊に入ります。 住む場所・職業は自由です。
その他の身分	平民	税を払い、20才以上の男子は軍隊に入ります。 住む場所・職業は自由です。

## 喜びで迎えられた「解放令」

明治4年、「解放令」が出された時のことです。その他の身分とされた人々の村の庄屋、清五郎のところへ、「明日の朝10時に村の役所へ来るように。」という連絡が入り、あくる日、清五郎は、村の役所でもある高取城へ急ぎました。

お城へ着くと、これまでは絶対にくぐらせてもらえなかった大門が開かれていて、そこから入れと言われました。「みょうなこともあるな…。」と思いつつ、清五郎は門をくぐりました。土間にしいた、むしろの上にはひざまずき、頭を下げていた清五郎は、部屋の奥から、「これからは、身分も職業も平民と同じである。」という「解放令」を読み上げる役人の声を聞きました。清五郎は思わず、はいつくばり、「ありがとうございます。ありがとうございます。」と涙声でさげました。

清五郎は、帰り道を急ぎましたが、土の上を走っているようには思えません。夢の中で走っているような感じだったのです。家に帰り着くと、村の人たちを集めて、「解放令」を伝えました。それを聞いたみんなは、男も女もおとなも子どもも、だき合って喜び合いました。

---

## 「五万日の日のべ」

ところが、今度はとなり村の庄屋から呼び出され、「じつは清五郎。『身分も職業も同じにする』という、おとといの“おふれ（「解放令」）”は、五万日の日のべになるらしい。よって、今までと何も変わらないので、村の者にそう伝えよ。」というのです。「えっ！五万日でございますか。」清五郎はおどろいて聞き直しました。「さよう。」と庄屋は、落ち着きはらって答えました。この庄屋はまわりの村の庄屋と相談して、うそを言ったのです。

---

## 「博多の近くに住んでいた老人の日記」

近ごろ、その他の身分とされた人々を平民にするということになった。そこで、彼らはまず、風呂屋に客として堂々と来るようになった。そのせいで、それらの店は他の客がいやがり困っている。また、今までの仕事をやめるとか、やとう時には、食事やあつかいをよくしてほしいと言うようになった。

昨日、近所の酒屋へ、その他の身分とされた人々が、ふたり来て、酒を飲ませてほしいと言った。酒屋の主人は、何とか断ろうとしていたところへ、ほかの客が来て彼らを追い出した。その後、その他の身分とされた人々の仲間もやってきて争いになった。

ワークシート 6年（ ）組（ ）番 名前（ ）

**「解放令」を人々はどう受け止めたのだろう**

1 明治の新しい世の中で、身分も変わった人々はどんな気持ちだったのか、想像してみよう！

江戸時代	明治	人々の気持ち
てんのうちぞく 天皇一族 →	こうぞく 皇族	
きぞく (くげ) 大名 (ぶし) 貴族 (公家) →	かぞく 華族	
ぶし →	しぞく 士族	
ひやくしやう 百姓 →	へいみん 平民	
ちやうにん 町人 →	へいみん 平民	
た みぶん その他の身分 →	へいみん 平民	

2 みんなで かんが えてみよう

3 今日の きやう 学習で がくしゆう 思ったこと、おも 考えたこと かんが

## 人々のいのちとほこりを取りもどす活動を調べよう

### 1 単元 ※以下の単元に関連させて実施

日本文教出版	東京書籍
6年上 大単元「8 国力の充実をめざす日本と国際社会」小単元「2 二つの戦争と人々のくらしの変化(4)明治・大正時代を生きた人々	6年上 大単元「10 世界に歩み出した日本」(5)生活や社会の変化

### 2 学習のねらい（目標）

知識的側面	大正デモクラシーの中で、自分たちのくらしや社会の中の問題に気づき、その問題を解決するために行動を起こした人々がいたことを理解する。
価値的・ 態度的側面	水平社宣言を読み解くことによって、差別を受けてきた人たちが「自分たちの誇りを取りもどし」「人と人とが尊敬し合うこと」によって、差別をなくしていこうとしたことに気づく。
技能的側面	自分たちの生活を見つめ直し、取り組むべき問題や自分たちがすべきと思うことを考えることができる。

※小学校学習指導要領（平成29年告知）の社会科の目標である「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」は、上記の3つの目標に対応させることができると考えます。「道徳」「総合的な学習の時間」等で実施する場合には、それぞれの教科・領域の価値項目や目標項目に照らし合わせて実施してください。

### 3 その時代について ～教師が持つておくべき認識（教材観）～

明治から大正期に入るこの時代は、日清・日露という二つの大きな戦争が終わり、また第一次世界大戦に関わる特需で国内の産業活動が急速に発達していく時期でした。工業が急速に発展し、労働時間は無制限に長くなり、足尾銅山などの公害問題や過労・健康被害の実態が生まれていきます。さらに、1918年、欧米の要請を受けた政府がシベリアへの出兵を決定すると、軍隊での米の需要を見込んで米問屋が米の出荷を減らし、高い利益を得ようとしていました。その結果、米の値段は急騰し、全国各地で米問屋を襲撃する米騒動が頻発しました。日清・日露の二つの戦争で戦争に嫌気がさしていた民衆の声を受けて、普通選挙（当時は、25才以上の男子の高額納税者にしか選挙権がありま

せんでした)と政党政治(民衆の声を届ける政治)を求める声が高まっていきます。

このような社会の動きの中、くらしや地位の向上をめざす労働運動、農民運動、女性運動、部落差別をなくす運動などが生まれていきます。このような運動に取り組んだ人物として、教科書では足尾銅山鉱毒事件を訴えた田中正造、女性の地位向上をめざした平塚らいてう・市川房枝、部落差別の解消をめざした全国水平社の山田孝野次郎少年が紹介されています。

明治維新でのいわゆる「解放令」以降、部落差別の解消については国・民間でも取組は進められました。しかし、その取組は「被差別部落の人々を啓蒙し、生活習慣や意識を変えれば差別されなくなる」というものでした(融和運動)。差別される側に差別の原因を求めるこれらの運動は、当然のことながら成果を挙げることができなかつただけでなく、被差別部落の人々の人間としての誇りを奪っていきました。このような状況に疑問を感じた奈良県の西光万吉(本名:清原一隆)らが立ち上がり、多くの賛同者を得て、ついに1922年3月3日、京都岡崎公会堂にて「水平社」を創立します。この水平社創立大会で読み上げられたのが、本時でも教材として取り上げている「水平社宣言」です。「水平社宣言」の中では、江戸時代の身分制度の中で人間としての誇りを踏みにじられてきたこと、明治の融和運動が何ら効果をもたらさなかったこと、今こそ差別の痛みを知っている被差別部落民衆が立ち上がり、人としての誇りを取りもどし、人と人々が尊敬し合う(水平な)社会を創っていくのだ、と高らかに宣言されます。「差別は差別される側に原因があるのではなく、差別する側に原因がある(差別する人がいるから、差別される人が生み出される)。だから、差別される側は何も悪いのではない。胸をはって生きるべきだ。」という差別の本質と、「この差別をなくしていくには、人と人々が尊敬し合うことできる世の中をつくっていくことが必要なのだ。そのために、同じ思い・考えの仲間と協力して、そのような世の中をつくっていこう。」という差別解消への展望が示されたのです。この「水平社宣言」は、日本における唯一の人権宣言として現代においても高い評価を受けています。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という結びの言葉の意味を子どもたちとともにじっくりと話し合いたいものです。

1925年、ついに普通選挙が実現します。しかし、その対象は25才以上のすべての男子(ただし、何らかの生活援助を受けている者は除く)であり、女性の選挙権は認められませんでした。また、普通選挙と同時に政党政治を守るためにつくられた「治安維持法」は、この後の長引く戦争を支える悪法となっていきます。この「治安維持法」の成立後、人々の団結・運動は大きく制限され、大正デモクラシーは終わりを迎えました。

#### 4 指導のポイント(指導観)

##### ○導入について

本時の導入では、第一次大戦前後の時代背景(人々の実情)をわかりやすく提示し、くらしやほこりを守るための動きが生まれた必然性を感じ取らせたいと考えています。その上で、実際に人々がどのような活動を進めていったのかを調べていこうという子どもたちの関心・意欲を高めることをねらっています。

○活動を進めた人物を調べる活動について

教科書では、普通選挙運動、女性運動、労働運動、農民運動、水平社運動に加え、少し時代が遡りますが足尾銅山の公害問題についてふれられています。そこで活動した人物の名前については知識理解の内容項目となりますので、ここでふれておきたいと考えています。しかし、それを単に教師が教えるのではなく、子どもたち自身が教科書の中から探し出す活動を通して、教科書記述やコラム・挿絵に関心を持って主体的にふれることができることをねらっています。

○「水平社宣言」から人々の思いをつかみとる活動について

本時の中心的活動として、全国水平社創立大会で示された「水平社宣言」を読み解いていく活動を取り入れています。この「水平社宣言」には、当時行われていた融和運動の問題点(差別されている人々の生活実態が変われば差別はなくなるという考え方)と、その問題点に気づき、自らに誇りを持って立ち上がろうと呼びかける内容、さらには、人と人とが尊敬し合うことによってみんなが幸せに暮らすことができる社会が実現するのだという強い思いが込められています。前半の融和運動の問題点については、教師からふれていき、「差別はされる側の問題ではなく、する側の問題である」という基本認識を子どもたちと共有しておきたいと考えています。

「水平社宣言」後半では、水平社を立ち上げた人々がどのようにして差別のない社会を実現しようとしたのかを、手がかりとなる文章を見つけ出し、その内容についてグループで話し合う活動を通して、子どもたちが主体的に追求していく活動にしたいと考えています。ここでは、教師が想定していないような考えを子どもたちが出してくる場合もあると思います。そのような自由な発想は大切に、教師が積極的に取り上げ、学びに取り入れていきたいと考えます。

5 学習の展開

学習内容及び活動	時配	教師の指導・支援	資料
1 当時の時代背景を知り、学習課題を知る。	5分	○第一次世界大戦の後、外国の知識を取り入れて社会が発展していく中で、自分たちのいのちや誇りを取りもどそうと行動する人たちが現れてきたことを知らせ、学習課題への関心を持たせる。	
<b>人々のいのちとほこりを取りもどす活動を調べよう</b>			
2 当時の人々が問題に思っていたこと、それらの問題に取り組ん	10分	○選挙、女性、労働者、公害、部落差別などの現状を知らせ、その問題に取り組んだ人物を教科書から見つ	◆教科書 日文…124～127 東書…122～123

<p>だ人々がいたことを知る。</p> <p>3 全国水平社がどのようにして差別をなくそうとしていたのかを、水平社宣言から調べる。</p>	<p>25分</p>	<p>けさせる。</p> <p>○まず、水平社宣言の前半のところを読み合わせ、差別される側に改善を求める運動が行われ、それでは当然ながら差別はなくならなかったことに気づかせる。</p> <p>○その後、資料の後半を読み合わせ、水平社の人々が差別をなくすために取り組もうとしたことをグループで話し合う。</p> <p>○グループで話し合ったことを出し合い、「自分に誇りを持つこと」「人と人々が尊敬し合うこと」で差別をなくしていくことができると考えたことに気づかせる。それ以外の子どもたちの意見も肯定的に取り入れる。</p>	<p>◆資料「水平社宣言」</p> <p>◆ワークシート</p> <p>◆周麟の言葉を提示する資料</p> <p>◆ワークシート</p>
<p>4 その後の時代の流れを知らせ、本時の学習の感想を書かせる。</p>	<p>5分</p>	<p>○人々の活動の成果として、25才以上の男子に選挙権が拡大したこと、逆に「治安維持法」が出され人々の言動は制限され戦争に突き進んでいったことを知らせ、本時の感想を書かせる。特に、水平社の人々の考えについて、自分の生活と重ねて感想を書いてみるよう言葉かけをする。</p>	<p>◆ワークシート</p>

## 6 資料

### すいへいしゃせんげん 水平社宣言



ぜんこく なかま いま だんけつ  
全国の仲間たちよ、今こそ団結しよう。

なが あいだ さべつ くる なかま かいほうれい だ ねん  
長い間、差別され苦しめられてきた仲間たちよ。「解放令」が出されてから50年  
ものあいだ おお ひとびと によって さべつ を無くすための運動が行われてきたが、差別  
は無くならなかった。それは、「差別される側」が差別されないようにしなければ  
ならない、「差別される側」はかわいそうだから何かしてあげよう、という考  
えで取り組まれたからだった。このような間違った考え方のせいで、多くの仲間  
たちが傷つき倒れていった。

さべつ さべつ がわ ひと じぶん なか  
差別は「差別する側」がいるからあるのだ。そして、すべての人が自分の中の  
差別心に気づき、お互いを尊重し合い、大切にすることで差別は無くしていける  
のだ。このことに気づいた今こそ、私たち自身の手でこの新しい運動をつくり  
あげていこう。

わたし せんぞ じゆう びやうどう ところ そこ ねが さべつ ひとびと  
私たちの先祖は、自由と平等を心の底から願い、差別とたたかってきた人々  
だった。卑劣な身分制度に苦しめられながらも、誇りを持って世の中に欠かせな  
い大切な仕事を行い、社会を支えてきた。私たちの先祖は、身も心も引き裂か  
れ、その上につばを吐きかけられるような悪夢の中でも、生き抜き命をつないで  
きた。誰よりも誇り高く、誰よりも強く、誰よりもあたたかい。そんな生き方を受  
け継いできた私たち自身が、差別のない社会をつくる時代がやってきたのだ。私  
たちが、差別されてきたことを誇りに思うときがきたのだ。

わたし せんぞ じぶん みくだ こと ぼ こうどう  
私たちはどんなことがあっても、自分を見下すような言葉やびくびくした行動  
で、先祖をさげすんだり、人間としての誇りを傷つけてはならない。私たちは、  
この世の中がどんなに冷たいか、差別された人がどれほどつらい思いをしている  
かを誰よりもよく知っている。だからこそ、私たちはすべての人の幸せと希望  
を追い求めていくのだ。

すいへいしゃ う  
水平社は、こうして生まれた。

ひと よ ねつ にんげん ひかり  
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

たいしょう ねん がつみつ か ぜんこくすいへいしゃ  
大正 11年3月3日 全国水平社

※分かりやすく現代の文章に書き直したもの

ワークシート 6年（ ）組（ ）番 名前（ ）

人々のいのちとほこりを取りもどす活動を調べよう！

◆ さまざまな活動に取り組んだ人々

ひとびと ねが 人々の願い	かつどう と く ひと 活動に取り組んだ人
あし お どうざんこうどく じ けん むら す ひと 「足尾銅山鉱毒事件で村に住めなくなった人を 助けたい！」	
じよせい たい き べつ 「女性に対する差別をなくしたい！」	
え ど じ だい つづ き べつ 「江戸時代から続く差別をなくしたい！」	

1 水平社をつくった人々は、どのようにして差別をなくそうとしたのだろう。「水平社宣言」の大事だと思うところに線を引きながら、話し合ってみよう。

2 話し合ったことをまとめよう

3 今日の学習で思ったこと・考えたこと

## 日本国憲法と基本的人権について調べよう

### 1 単元 ※いずれかの単元に関連させて実施

日本文教出版	東京書籍
6年上 大単元「10 新しい日本へのあゆみ」小単元「1 新しい日本への出発」(2) 新しい国づくりがはじまる	6年上 大単元「12 新しい日本、平和な日本へ」(2)民主主義による国をめざして
6年下 大単元「2 わたしたちのくらしと憲法」(3)基本的人権と国民の権利・義務(4)広がる基本的人権	6年下 大単元「3 わたしたちのくらしと日本国憲法」(2)まちづくりと日本国憲法(3)くらしの中の基本的人権の尊重

### 2 学習のねらい（目標）

知識的側面	日本国憲法と大日本帝国憲法とのちがいや日本国憲法に定められた基本的人権の内容について理解する。
価値的・ 態度的側面	日本国憲法や基本的人権の内容から、人々の思いや願いおよびその価値を感じ取り、日本国憲法はこれからも自分たちで守っていかなければならないものであることに気づく。
技能的側面	日本国憲法や基本的人権を守っていくために、自分たちにできることを考えることができる。

※小学校学習指導要領（平成29年告知）の社会科の目標である「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」は、上記の3つの目標に対応させることができると考えます。「道徳」「総合的な学習の時間」等で実施する場合には、それぞれの教科・領域の価値項目や目標項目に照らし合わせて実施してください。

### 3 その時代について ～教師が持つべき認識（教材観）～

「人権」とは、「人がうまれながら持っている人間としての権利」で、人間がかげがえのない個人として尊重され、平等にあつかわれ、自らの意志に従って自由に生きるために必要不可欠な権利です。さらに具体的に言うならば、「住む場所や食べ物・着るものなどを心配しなくてよく（『安心して』）、閉じ込められたり誘拐されたり命令されたりせず（『自由に』）、自分の良さを知っているいろんなことに参加したり、自分のやりた

いことにチャレンジしたり（『自信を持って』）することができること」です。

また、「人権」とは、誰かから与えられたものではなく、人権を奪われ、傷つき怒り哀しみ、そして立ち上がった人々の努力と犠牲の上で人類が長い時間をかけて獲得してきたものです。「人権」を学ぶということは、このような人々の生き様や思い・願いを知ることなしには成立せず、そのことを知ることによって初めて「人権」の意義や大切さを感じ取ることができます。さらに、「人権」は、自然災害や事件・事故、戦争、差別によって簡単に奪われかねないものでもあります。このような背景があるからこそ、日本国憲法第12条には、「この憲法が保障する自由及び権利は、国民の普段の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う」と記されているのです。

日本国憲法の3大原則の一つである「基本的人権の尊重」の内容は、さまざまな整理の仕方がありますが、大きくは以下のように分けられます。

「平等権」…法の下での平等、両性の本質的平等

「自由権」…身体的自由、思想・良心の自由、表現の自由、経済活動の自由など

「社会権」…生存権、教育を受ける権利、労働三法、裁判を受ける権利など

「参政権」…選挙権、被選挙権、国民投票権、国民審査権など

「幸福追求の権利」…環境権、プライバシーの権利など、新しく必要な権利

これらの諸権利は、戦前・戦中に十分に保障されていなかったからこそ、戦後新しい憲法の中に位置づけられているのです。さらには、今なおこれらの諸権利を侵害されている人々の存在が、日本国内にも、そして世界にも数多くあることを踏まえておく必要があります

#### 4 指導のポイント（指導観）

##### ○「大日本帝国憲法」と「日本国憲法」との比較

本時の導入では、それまでの「大日本帝国憲法」の内容が、「日本国憲法」でどのように変わったのかを予想していく活動を取り入れています。子どもたちには難しい活動ですが、今の社会を当てはめながらグループで考え合う活動としています。そして、教師とともに答え合わせをした後、日本国憲法の3大原則を知るとともに、「以前の憲法と比べ、どんなところが良くなったと思うか」「なぜこう変わったのか」を話し合うことで、それまでの人々の思いや願いに気づかせていきたいと考えています。

##### ○「基本的人権」をランキングしてみる

次に、「基本的人権」の具体的な内容を教師が紹介し、その内容を見て自分にとって大切な権利はどれかを一人ひとりの子どもが順位付け（ランキング）していく活動を取り入れています。この順位付けについては、子ども一人ひとりの今の生活背景が大きく影響すると思われます。だからこそ、たがいの順位付けを紹介し合うことで、互いの思いを知り合うこと（人間関係づくり）につなげていきたいと考えています。決して、それを否定することなく、全員で肯定的に共感していく時間にしていくとともに、教師の子ども理解を促進する場にもしていきたいと考えています。

○「人権」を守るために、自分たちにできることを考える。

学習の終末には、日本国憲法第12条を教師が紹介し、「人権」は常に奪われかねないものであり、みんなで守っていかなければならないものであること、自分だけでなく「公共の福祉（みんなの幸せ）」を守るために使わなければならないことを知らせていきます。そして、「人権を守るために、これから自分にできること」を考えさせていくことにしています。この活動を通して、自らが「人権」を守っていく一人であること、そのために自分たちにもできることが数多くあることに気づかせていきたいと考えます。さらに、それをその後の学級・学年の自治活動に活かしていくことも視野に入れておきたいと考えています。

## 5 学習の展開

学習内容及び活動	時配	教師の指導・支援	資料
1 戦争の学習をふり返り、学習課題を知る。	5分	○長く続いた戦争が終わり、新しい日本がはじまっていく様子を調べていくことを知らせる。	
<b>新しい憲法（日本国憲法）について調べてみよう！</b>			
2 大日本国憲法と日本国憲法のちがいを調べる。	20分	○戦争中までの大日本国憲法の内容について知らせ、新しい憲法がどう変わったのかを予想させ、グループで話し合わせる。 ○グループで話し合ったことを全体に出し合い、教師が答えを示す。そして、「どんなところがよくなったか」「どうしてこのように変わったのか」について、全体で話し合う。	◆2つの憲法の比較表 ◆ワークシート
3 基本的人権の内容について知り、自分が大切と思うものを順位付けして、交流する。	15分	○日本国憲法の3大原則と基本的人権の内容について知らせ、基本的人権の項目を、自分が大切だと思うものから順位付けさせる。 ○順位付けしたものをグループ内で交流させ、交流した感想を各グループから出させる。その際に、大切にしたいものは一人ひとり違うこと、それでいいことに気づかせる。	◆基本的人権の内容カード ◆ワークシート
4 日本国憲法第12条を知り、日本国憲法や	5分	○日本国憲法第12条を提示し、日本国憲法や基本的人権は自分たちで	◆日本国憲法第12条の提示物

<p>基本的人権を守るために自分たちにできることを考える。</p>	<p>守っていかなければならないものであり、みんなの幸せを実現するために使わなければならないことに気づかせる。</p> <p>○日本国憲法や基本的人権を守るために自分たちにできることを考えて、ワークシートに記入させる。併せて、本時の感想も記入させる。</p>	<p>◆ワークシート</p>
-----------------------------------	---	----------------

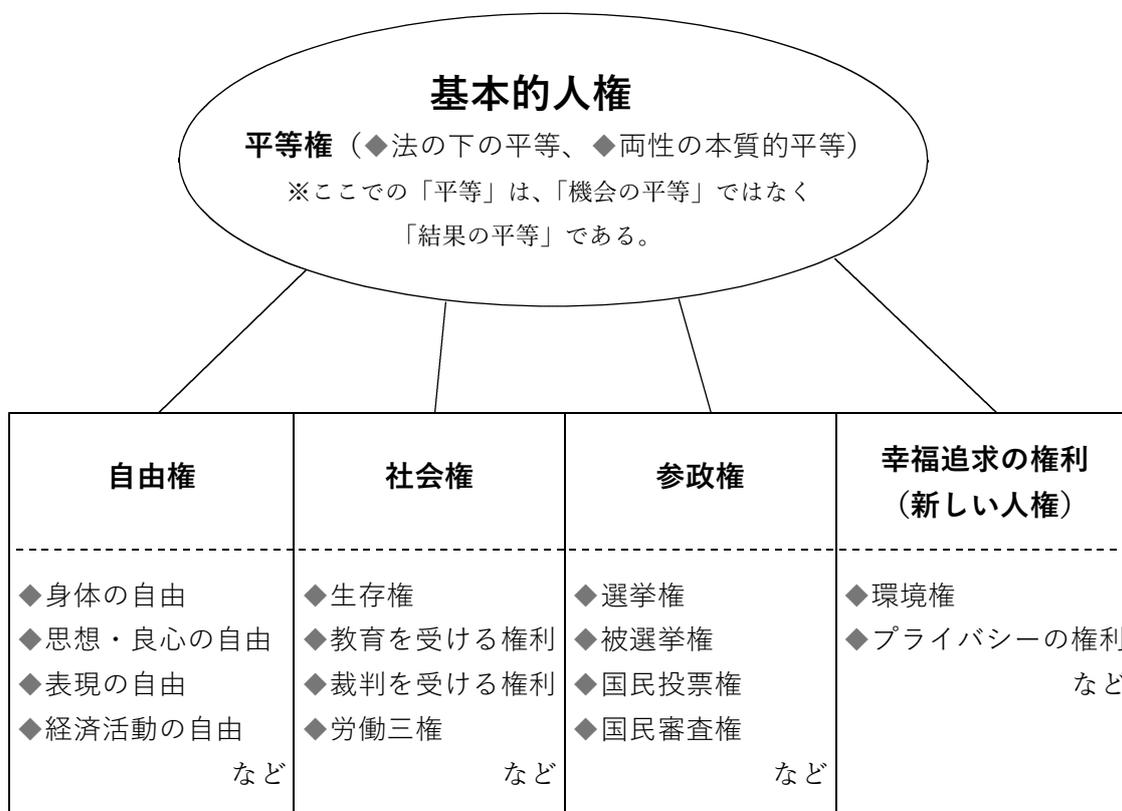
## 6 資料

大日本帝国憲法		日本国憲法
天皇	主権	国民
国の元首、神聖で傷つけてはならない。	天皇	日本国・日本国民統合の象徴
軍隊をもち、天皇に指揮権がある。兵役の義務	軍隊	戦力は保持しない（平和主義、戦争の放棄）
法律の範囲内で自由や権利を認める	国民の権利	おかすことのできない永久の権利として保障される。
兵役の義務、納税の義務	国民の義務	勤労の義務、納税の義務、教育の義務
天皇の補佐するための機関	国会	国民の代表が話し合いをする機関
天皇を助けて政治を行う	内閣	国会で決めたことに責任を持って政治を行う
天皇の名による裁判	裁判所	裁判官による公平な裁判
制限選挙（25才以上の男子だけ）	選挙	普通選挙（18才以上で日本国籍を持つ人）

※大日本帝国憲法には、「教育の義務」はないが、義務教育自体は存在していた。また、自衛隊については、災害支援や国際支援に貢献し、武力攻撃は禁止されていることを押さえておく。

## 【日本国憲法における基本的人権】

※整理の仕方はさまざまにあり、ここでの提示の仕方は一例です。



※選挙権は、18才以上の日本国籍を持つ人に限られており、日本に住む外国籍の人には選挙権がありません。また、憲法では、「義務教育はこれを無償とする」とされていますが、完全無償にはなり得ていません。そのほかにも、部落差別や障がい者差別などさまざまな人権課題があり、定められている基本的人権が十分に保障されていない実態（「結果」）があることを踏まえておきましょう。

新しい憲法（日本国憲法）について調べてみよう！

1 日本が戦争をしていた時代の国のきまり（大日本国憲法）と、戦争が終わった後の新しい憲法（日本国憲法）を比べてみよう。

大日本帝国憲法		日本国憲法
天皇	主権	
国の元首、神聖で傷つけてはならない。	天皇	
軍隊をもち、天皇に指揮権がある。 兵役の義務	軍隊	
法律の範囲内で自由や権利を認める	国民の権利	
兵役の義務、納税の義務	国民の義務	
天皇の補佐するための機関	国会	
天皇を助けて政治を行う	内閣	
天皇の名による裁判	裁判所	
制限選挙（25才以上の男子だけ）	選挙	

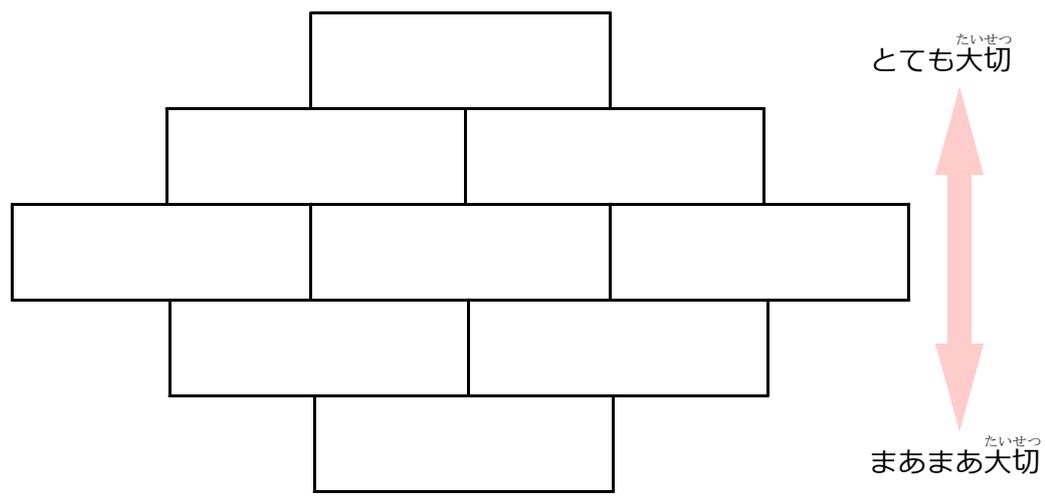


どんなところが良くなったんだろう？  
どうしてこんなふうに変ったんだろう？



2 日本国憲法で定められたたくさんの基本的人権をランキング！

- ① 法の下での平等 ② 両性の本質的平等 ③ 身体的自由 ④ 思想や学問の自由  
 ⑤ 言論や集会の自由 ⑥ 住所・職業の自由 ⑦ 健康な生活を送る権利  
 ⑧ 教育を受ける権利 ⑨ 公正な裁判を受ける権利 ⑩ 働く権利・団結する権利  
 ⑪ 選挙をしたり、立候補したりする権利 ⑫ きれいな環境で生活する権利  
 ⑬ 自分の秘密を守る権利



【あなたがこのようにランキングした理由】

3 考えてみよう！

4 今日の学習で思ったこと・考えたこと

